

# 特定口座に係る調査 報告書

2011/10/18

日本証券業協会

## 特定口座に係る調査 報告書

### Contents

- 1 章 調査概要
- 2 章 調査結果の概要
- 3 章 調査結果

## 特定口座に係る調査 報告書

# 1章 調査概要

# 1 調査概要



- **調査目的** 特定口座に係る個人投資者のニーズ等を把握し、今後の周知や税制改正要望に活用するため。
- **調査対象** 現在、証券会社、登録金融機関等に取引口座を開設し、上場株式又は公募株式投資信託に投資したことがある全国の個人投資者(20～60代)
- **調査方法** 調査会社保有のインターネットパネルを用いたインターネット調査
- **調査日程** 2011年9月10日(土)～12日(月)

## ■ 対象者設定の考え方

全国の人口分布に基づく年齢や男女の比率を反映させ、偏りのないものとするため、地域ブロック(5エリア)×性・年齢別(10属性)を住民基本台帳の構成比に合う形になるように事前調査を実施。事前調査ベースで母集団人口構成比を反映させているため、回収ベースはその中での調査対象条件該当者比率を反映したものとしている。

有効回収サンプルの分布 (%)	全 体	男性						女性					
		20代	30代	40代	50代	60代	小 計	20代	30代	40代	50代	60代	小 計
全 体	100.0	6.3	14.1	13.3	12.8	19.5	66.1	1.7	4.8	7.1	9.0	11.2	33.9
北海道・東北	8.2	0.4	1.1	0.9	1.3	2.1	5.8	0.1	0.5	0.6	0.7	0.6	2.4
関東	37.3	2.0	5.4	5.3	4.7	7.1	24.6	0.7	1.6	2.4	3.0	5.0	12.7
中部	17.2	1.3	2.8	2.1	2.2	3.2	11.5	0.2	1.0	1.1	2.0	1.4	5.7
近畿	19.8	1.7	2.5	2.6	2.0	3.7	12.5	0.4	1.0	1.7	1.3	2.9	7.3
中国・四国・九州	17.6	0.9	2.4	2.4	2.7	3.4	11.8	0.3	0.8	1.4	2.0	1.3	5.8

- **有効回収数** 2,085s
- **調査実施機関** 株式会社日本リサーチセンター

## 特定口座に係る調査 報告書

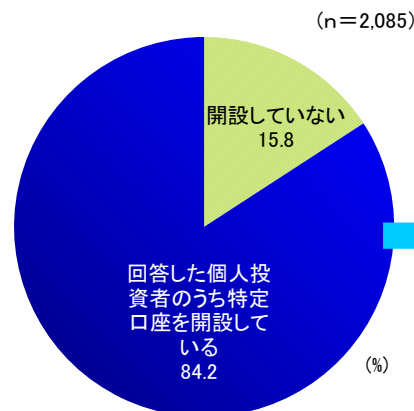
## 2章 調査結果の概要

## 2-1 調査結果の概要

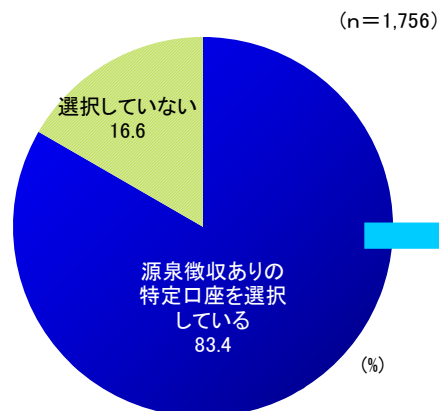
### ■ 特定口座の開設状況等

- 本件調査に回答した個人投資者の多くが、特定口座を開設しており(84.2%)、さらに、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している(特定口座開設者のうち、83.4%)。選択した理由としては、「確定申告を不要にできるから」が最も多かった(78.6%)。

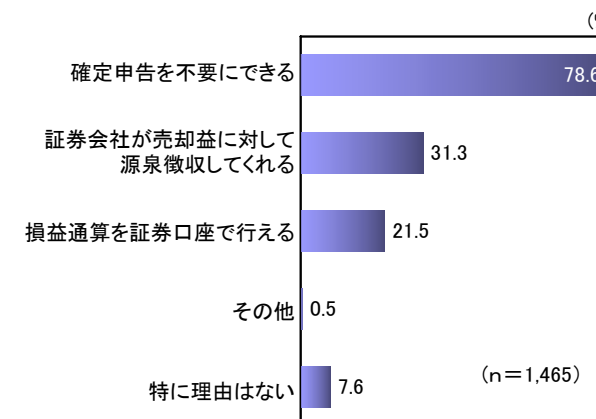
特定口座開設の有無(問1より算出)



特定口座における源泉徴収の有無(問3より算出)  
【特定口座開設者ベース】



問4. 源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した理由(複数回答可)  
【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】



- 一方で、証券会社等の取引口座で上場株式の配当金を受領している個人投資者は多くはなく、その多くが銀行の窓口で受領する方法等により配当を受領している。

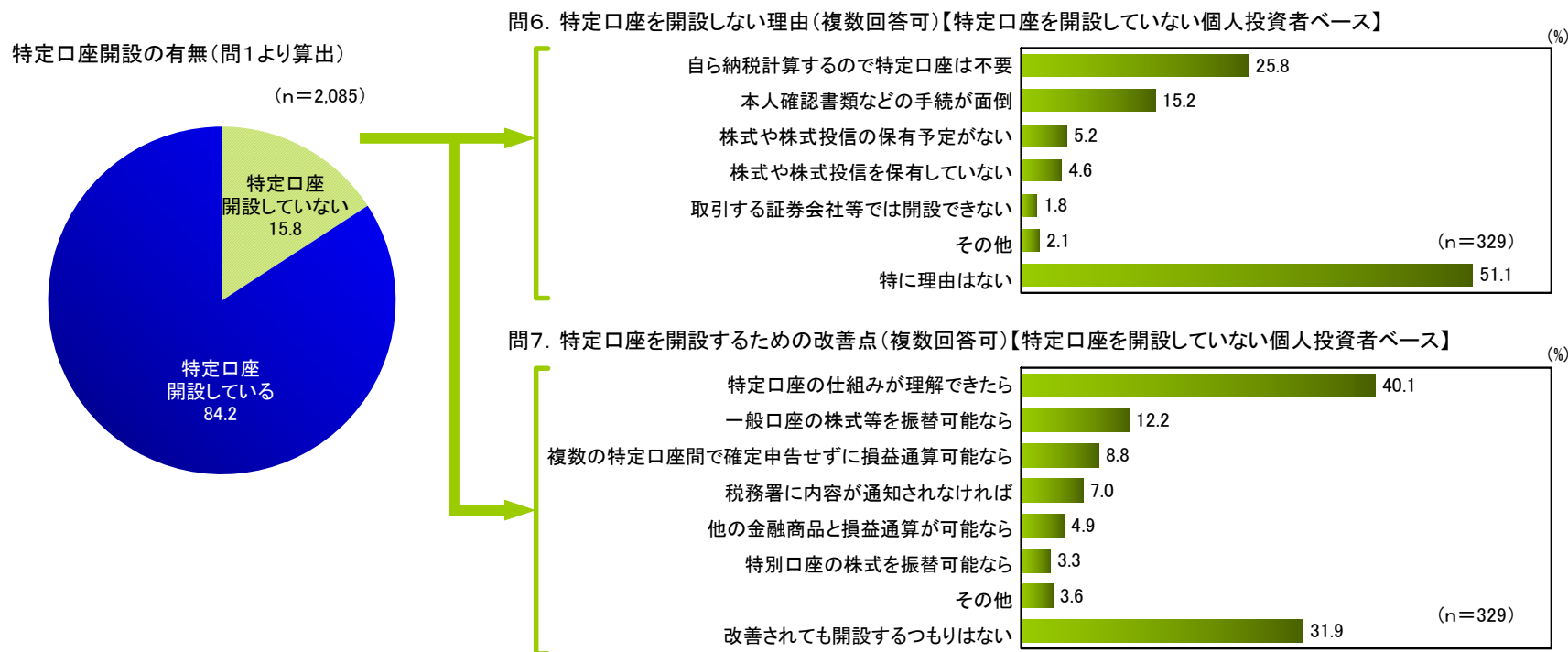
上場株式の配当金の受領方法(問2より算出)



## 2-2 調査結果の概要

### ■ 特定口座を開設しない理由等について

- ・最も多く回答したのは、「特に理由はない」であるが(51.1%)、次に多かったのは、「自ら納税計算するの  
で不要」であった(25.8%)。
- ・一方で、特定口座制度の改善点としては、「特定口座の仕組みが理解できたら」が最多の回答であった  
(40.1%)。なお、「改善されても開設するつもりはない」という回答も多かった(31.9%)。



- ・特定口座制度は、個人投資者に広く浸透しているといえる。
- ・一方、今後の課題として、「まだ特定口座制度を理解していない個人投資者に対して、より制度の普及・啓発を行っていくべき」という点が挙げられる。

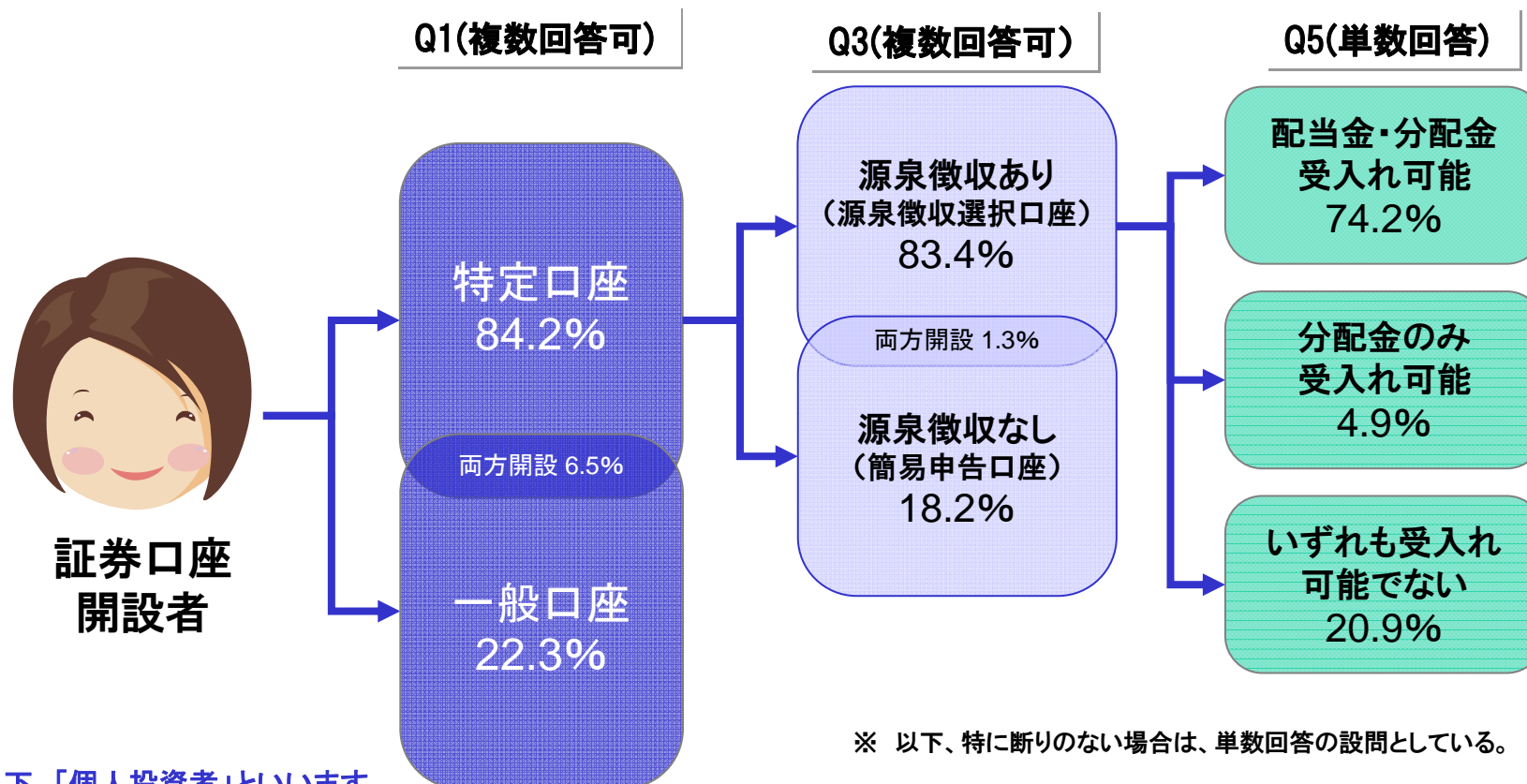
## 特定口座に係る調査 報告書

### 3章 調査結果



# 3-1 特定口座等の開設状況

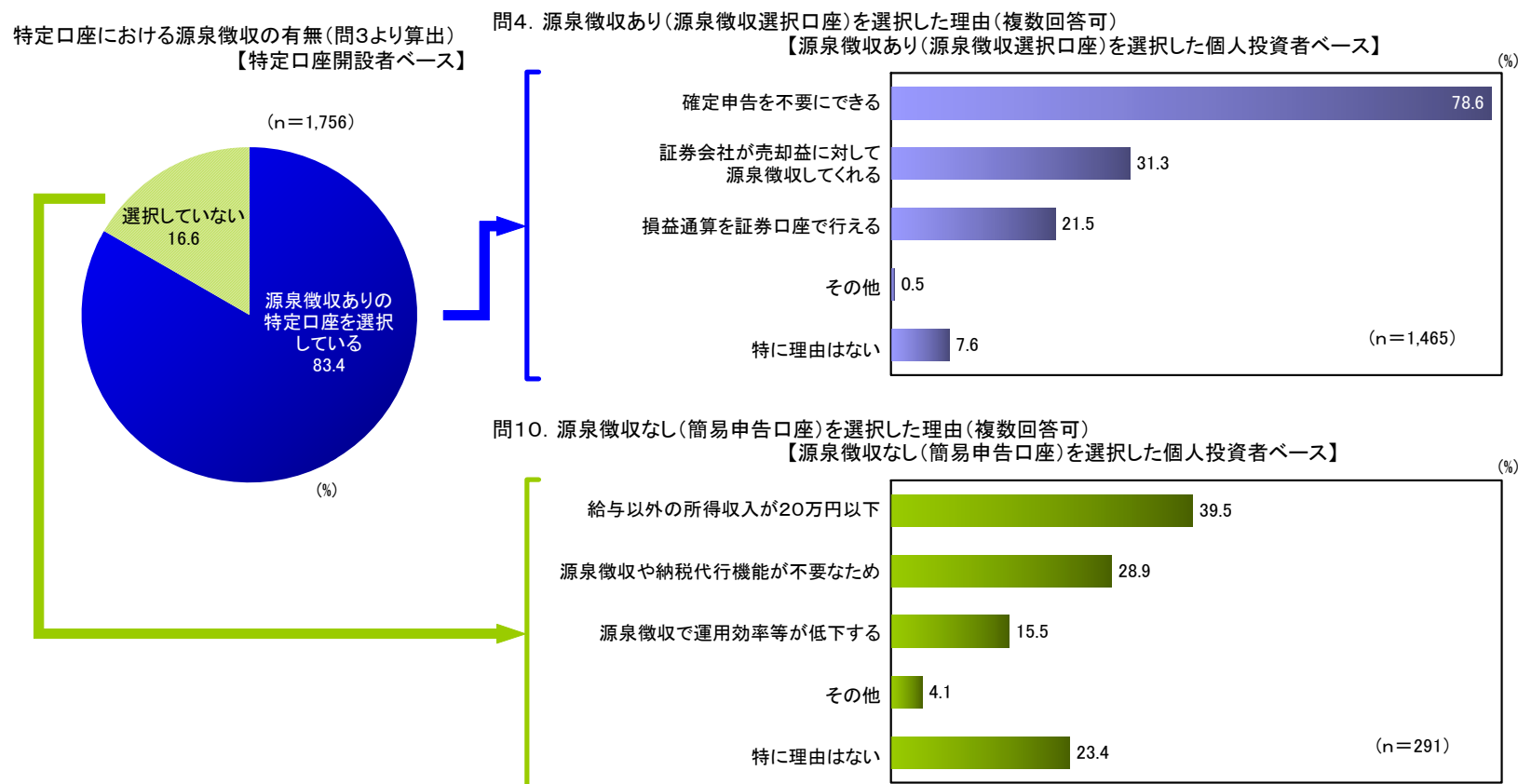
- 現在、証券会社等に取引口座を開設し、上場株式又は公募株式投資信託に投資したことがある個人投資者※のうち、特定口座を開設している個人投資者は、84.2%と非常に高い割合である。
- 特定口座開設者のうち、源泉徴収選択口座を選択している個人投資者が83.4%である。さらに、その個人投資者のうち、配当金・分配金を受入れ可能な個人投資者は74.2%である。
- ✓特定口座及び源泉徴収選択口座は、個人投資者に広く浸透しているといえる。



※以下、「個人投資者」といいます。

## 3-2 源泉徴収選択口座の選択とその選択理由

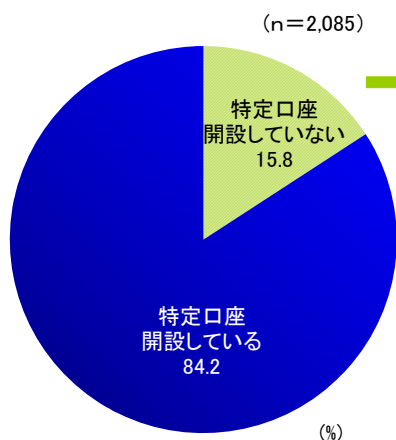
- 特定口座開設者が源泉徴収選択口座を選択した理由は、「確定申告を不要にできる」が78.6%で突出している。
- 特定口座開設者が源泉徴収選択口座を選択しなかった理由は、「売買益や配当金等が20万円以下のため」が39.5%と最も高く、「損益計算の代行のみを利用したい」が28.9%で次ぐ。「特に理由はない」も23.4%と比較的高い。
- ✓ 源泉徴収選択口座の選択の有無は、確定申告が必要か否かによる影響が強い。



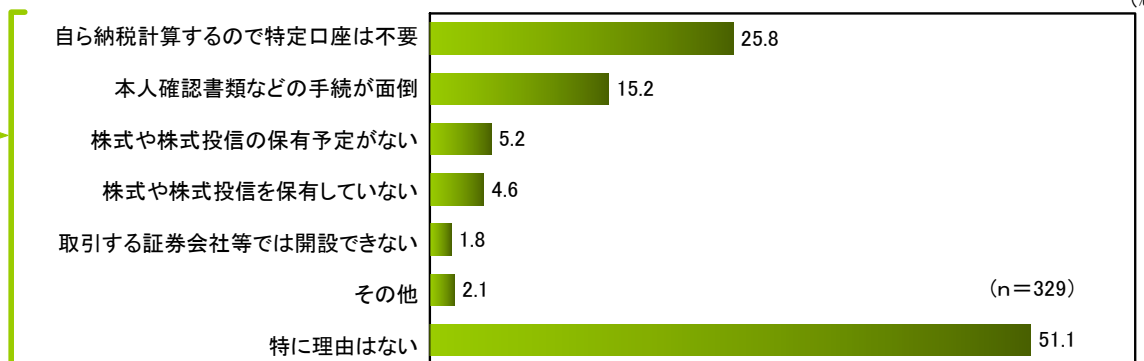
### 3-3 特定口座を開設しない理由と改善点

- 特定口座を開設しない個人投資者が特定口座を開設しない理由は、「特に理由はない」が51.1%を占め、最も高い。
- 特定口座を開設しない個人投資者が特定口座を開設するために必要な改善点として、40.1%が「特定口座の仕組みが複雑でよく分からないため、その内容が理解できれば、特定口座を開設したい。」と回答している。
- ✓ 特定口座のより一層の普及には、特定口座の仕組みを理解させることが必要といえる。

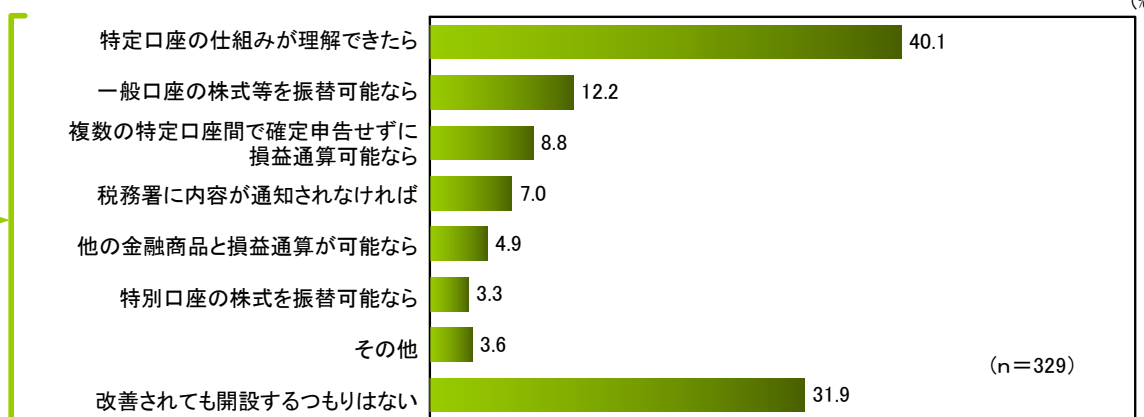
特定口座開設の有無(問1より算出)



問6. 特定口座を開設しない理由(複数回答可)【特定口座を開設していない個人投資者ベース】



問7. 特定口座を開設するための改善点(複数回答可)【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

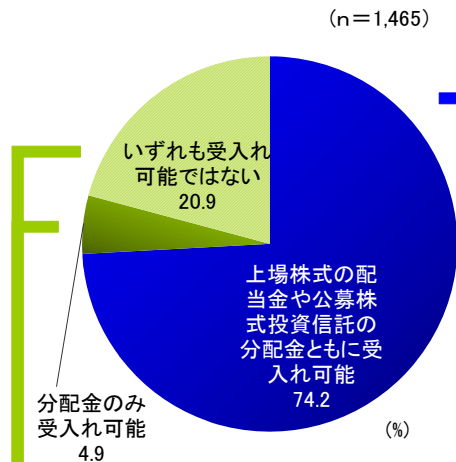


# 3-4 配当金・分配金の受入れ可否とその理由

特定口座(源泉徴収選択口座)での配当金・分配金の受入れについて

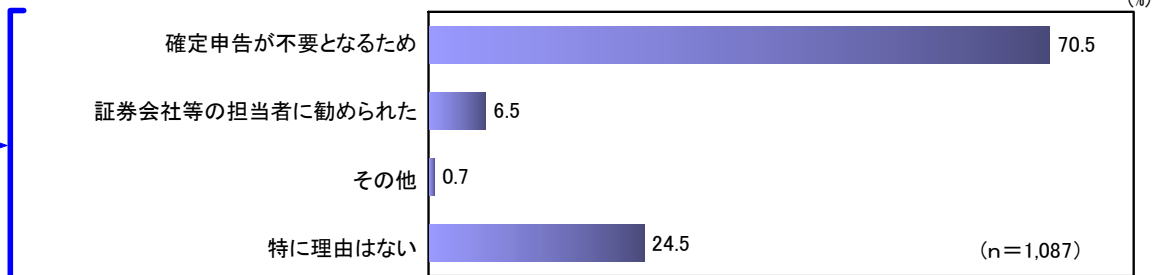
- 配当金・分配金の受入れを行わない理由は「証券会社等の取引口座で配当金を受領したくない(預金口座や窓口で受領したい)」が19.3%と高く、一方で、「特に理由はない」は52.6%と半数を超える。
- 配当金・分配金の受入れを行う理由は「確定申告が不要になる」が70.5%で突出している。

特定口座での配当金・分配金の受入れ可否(複数回答可)  
【源泉徴収ありの特定口座開設者ベース】



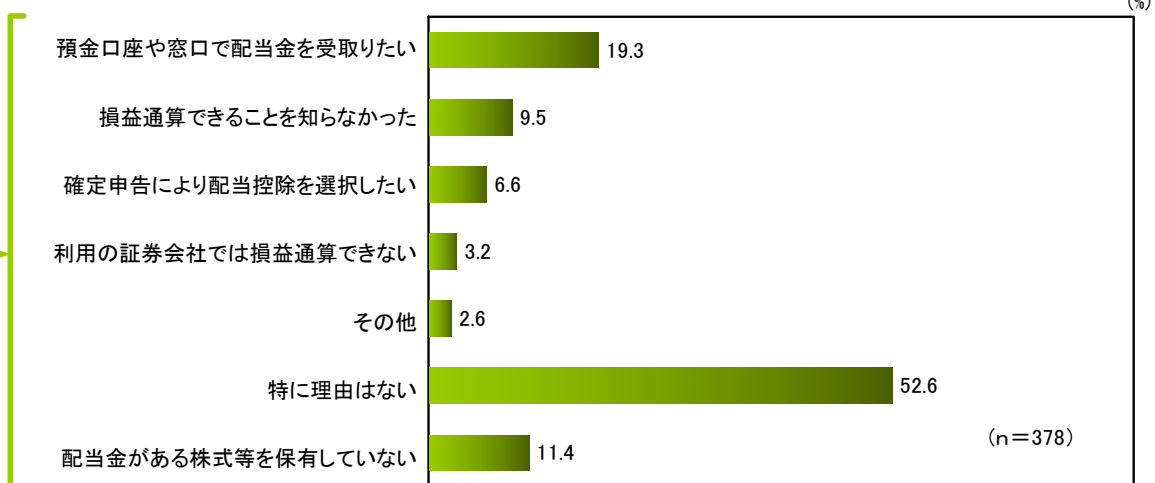
問8. 特定口座で配当金・分配金の受入れを行う理由(複数回答可)

【配当金・分配金の受入れができる個人投資者ベース】



問9. 特定口座で配当金・分配金の受入れを行わない理由(複数回答可)

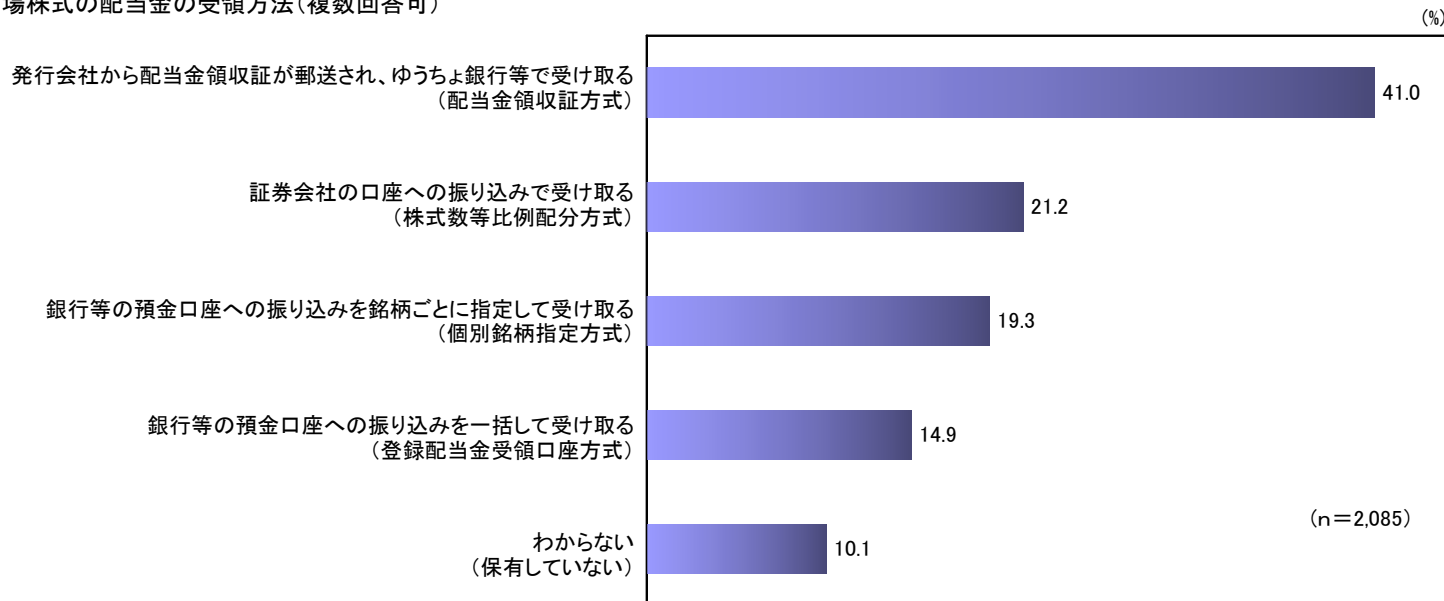
【配当金・分配金の受入れができない個人投資者ベース】



## 3-5 配当金の受領方法

- 個人投資者の上場株式の配当金の受領方法は「配当金領収証方式」が41.0%で最も高く、「株式数等比例配分方式」が21.2%、「個別銘柄指定方式」が19.3%と、2割前後で続く。

問2. 上場株式の配当金の受領方法(複数回答可)

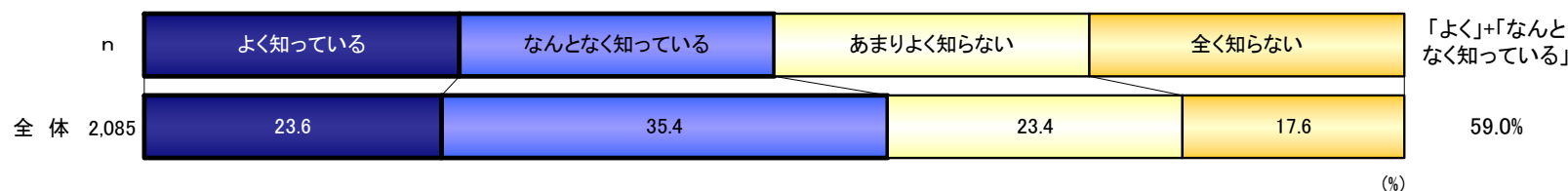


## 3-6 特定口座に関する認知①

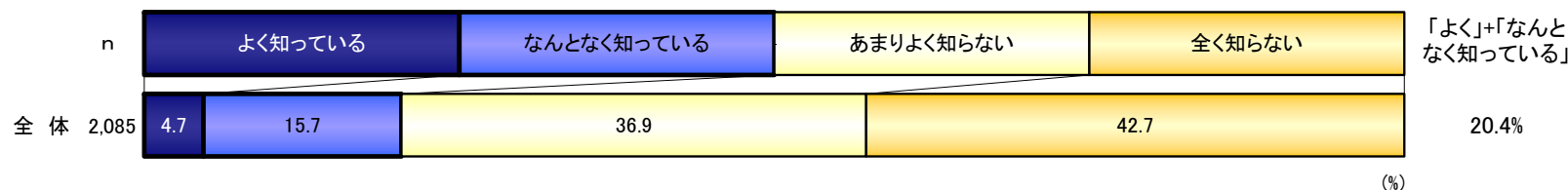
※以下の頁は全て個人投資者全体ベースである。

- 「1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないこと」の認知度については、「よく知っている」が23.6%、「なんとなく知っている」(35.4%)を加算した認知度は59.0%であり、比較的高い。
- 「特別口座開設者は、配当金の受領方法として『株式数等比例配分方式を選べないこと』」の認知度は、「よく知っている」が4.7%、「なんとなく知っている」(15.7%)を加算した認知度は20.4%である。

問15. 1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことの認知(単数回答)



問14. 特別口座で上場株式を保有している場合、配当金の受取方法は「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式」を選択できないことの認知(単数回答)

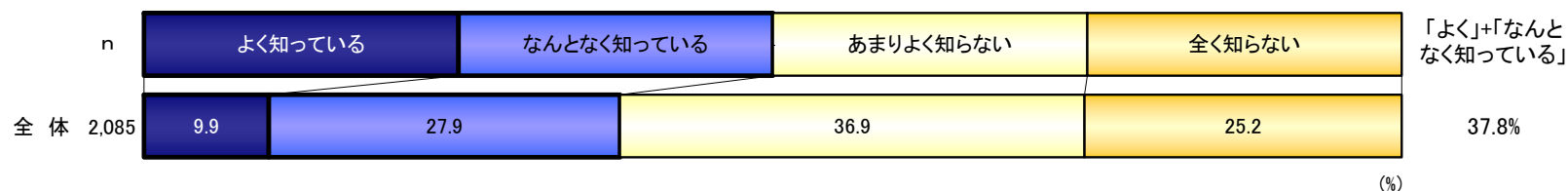


## 3-6 特定口座に関する認知②

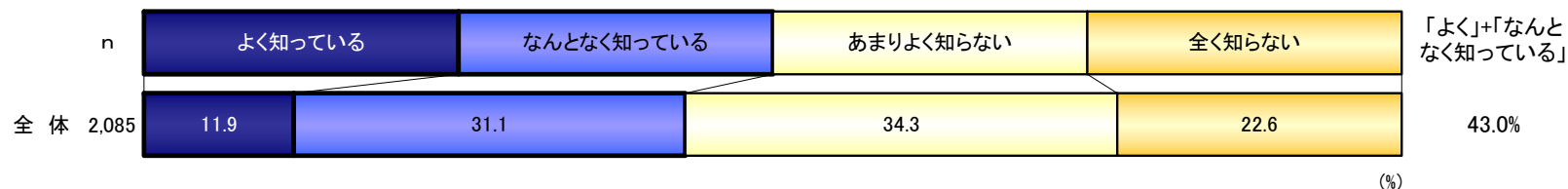
特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算で

- 「同一銘柄の取得日は先入先出法によること※1」の認知度は「よく知っている」が9.9%、「なんとなく知っている」(27.9%)を加算した認知度は37.8%である。
- 「取得価額は総平均法に準ずる方法によること※2」の認知度は、「よく知っている」が11.9%で、「なんとなく知っている」(31.1%)を加算した認知度は43.0%を占める。

問11. 売却時の譲渡損益の計算で同一銘柄の取得日は先入先出法の認知(単数回答)



問12. 売却時の譲渡損益の計算で取得価額は総平均法に準ずる方法の認知(単数回答)



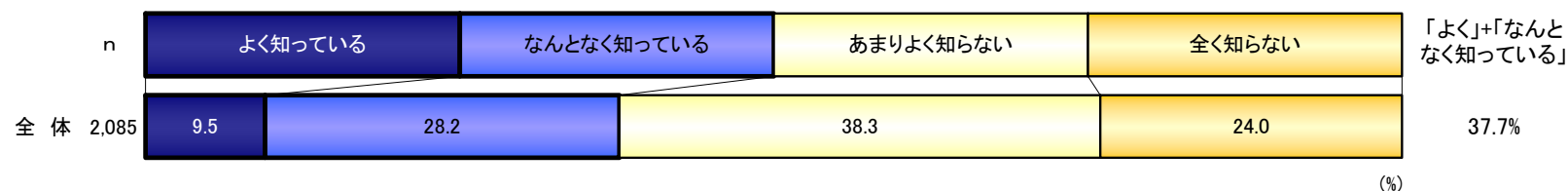
※1 「先入先出法」とは、先に取得したのから売却されたものとして取り扱う方法。

※2 「総平均法に準ずる方法」とは、上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法。

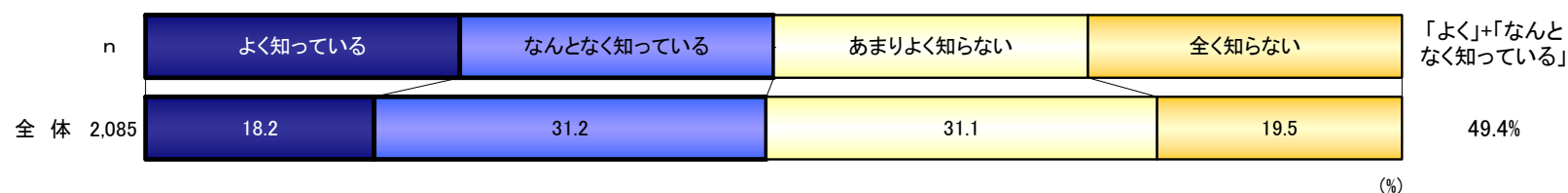
## 3-6 特定口座に関する認知③

- 特定口座内で損益通算させるための条件は、「よく知っている」が9.5%、「なんとなく知っている」(28.2%)を加算した認知度は37.7%である。
- 複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、損益通算するときに確定申告が必要なことの認知度は「よく知っている」が18.2%、「なんとなく知っている」(31.2%)を足した認知度は49.4%である。
- 証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、損失を繰り越すには確定申告が必要なことは「よく知っている」が27.6%、「なんとなく知っている」(30.8%)を足した認知度は58.4%である。

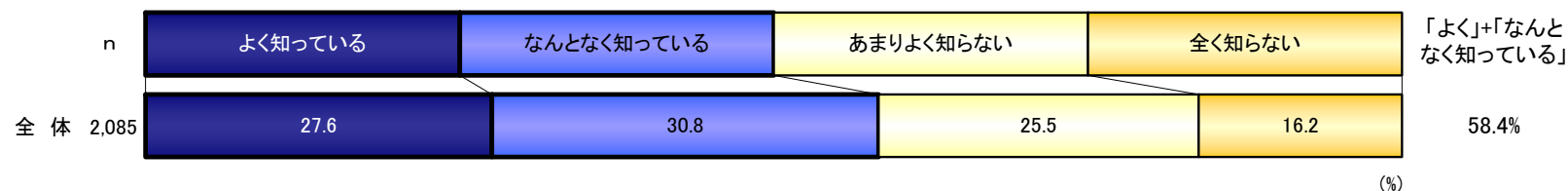
問13. 特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算させるための条件(①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある)の認知(単数回答)



問16. 複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、売却時の損益を通算するときは確定申告が必要なことの認知(単数回答)



問17. 証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、年間通算で損失となった場合で、損失を繰り越すとき確定申告が必要なことの認知(単数回答)

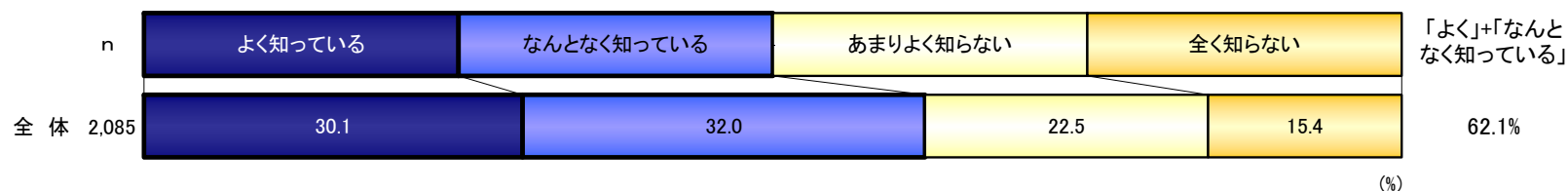




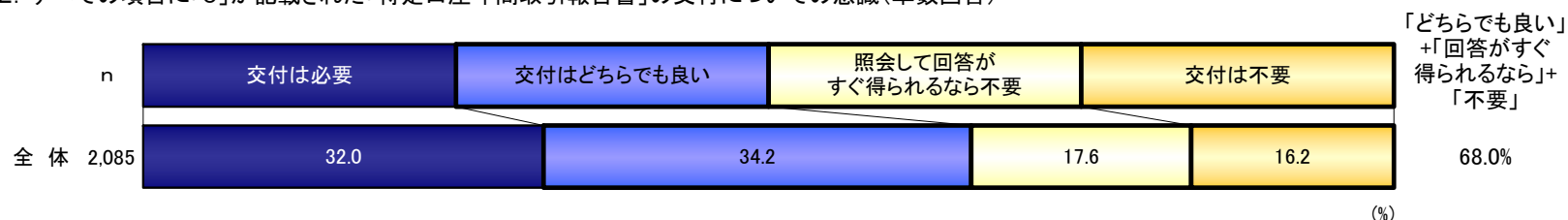
## 3-6 特定口座に関する認知④

- 年間を通じて売買や配当金・分配金の受入れがない場合でも「特定口座年間取引報告書」が交付されることの認知度は「よく知っている」が30.1%、「なんとなく知っている」(32.0%)を加算した認知度は62.1%と比較的高い。
- その必要性については、「交付は必要」が32.0%であり、それ以外の68.0%は交付が必要とは考えていない(「どちらでも良い」が34.2%、不要計「条件付不要+不要」が33.8%)。

問18-1. 証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であってもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることの認知(単数回答)



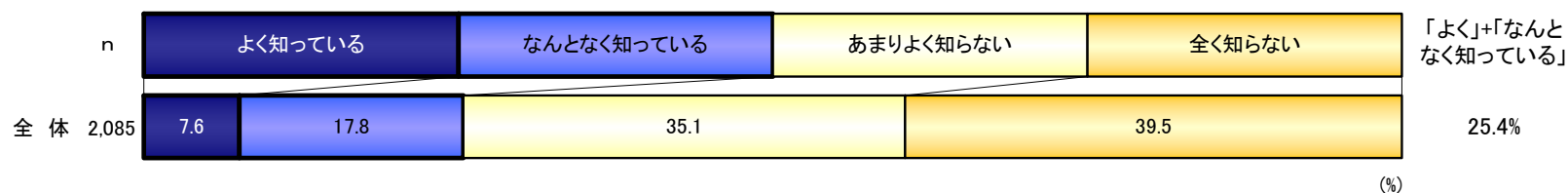
問18-2. すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についての意識(単数回答)



## 3-6 特定口座に関する認知⑤

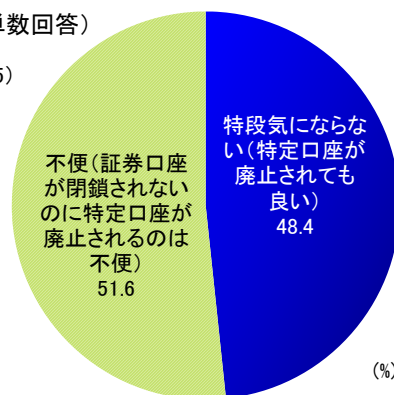
- 「特定口座のみなし廃止制度」の認知度は「よく知っている」が7.6%、「なんとなく知っている」(17.8%)を加算した認知度は25.4%であり、あまり認知されていない。
- 上記制度により廃止されることの利便性については、「不便」が51.6%であり、「特段気にならない」の48.4%と拮抗している。

問19-1. 証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止されることの認知(単数回答)



問19-2. 法令により特定口座が廃止されることについての意識(単数回答)

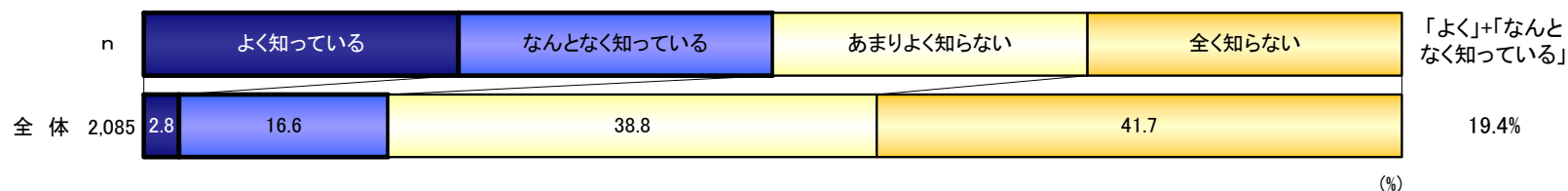
(n=2,085)



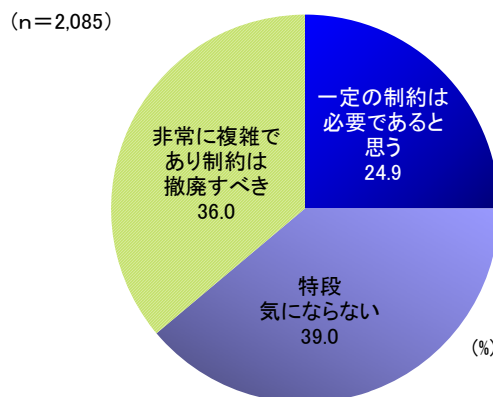
## 3-6 特定口座に関する認知⑥

- 相続や贈与の際の一定の制約※の認知度は「よく知っている」が2.8%、「なんとなく知っている」(16.6%)を加算した認知度は19.4%と比較的低い。
- 一定の制約の要否については、「一定の制約は必要であると思う」(24.9%)よりも「制約は撤廃すべき」(36.0%)の方が高い。一方で、「特段気にならない」も39.0%と高い。

問20-1. 親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約があることへの認知(単数回答)



問20-2. 一定の制約があることについての意識(単数回答)



※ 「一定の制約」の例

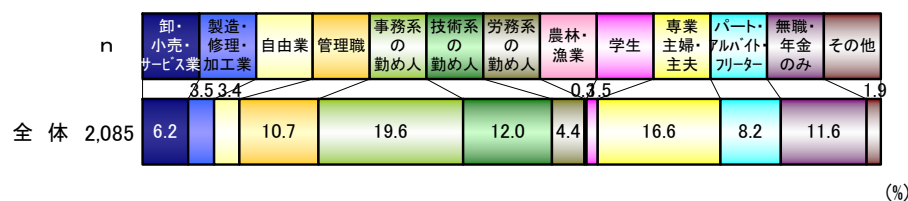
- ① 叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式であるA銘柄を2株保有しており、贈与を受ける者が特定口座で既に当該A銘柄を保有しているときには、贈与を受ける者は2株すべてを特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。
- ② 父親が一般口座で上場株式であるB銘柄を保有し、相続などにより、相続する者が特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有するB銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ、特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有するB銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です。)

# 3-7 回答者属性①

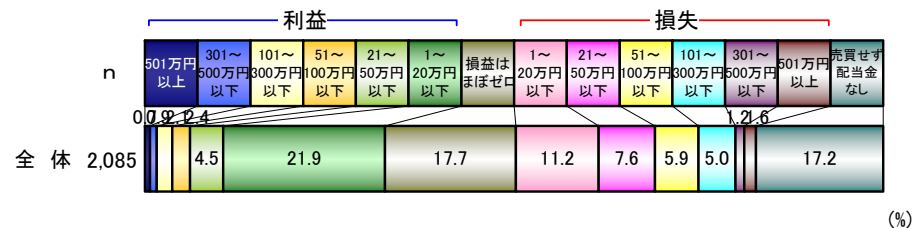


•主な収入源は、「給与所得」が59.5%と多くを占め、次いで、「年金・恩給」が16.1%、「事業所得」が6.6%である。年収は、「500万円未満」が6割を超える。昨年中の累計売買額は、「昨年中は売買していない」が38.9%、「50万円未満」が20.9%を占める。現在保有している上場株式や公募株式投資信託の総額は、「10万円未満」～「300万円未満」を合計すると56.8%で、「現在保有していない」が9.2%である。

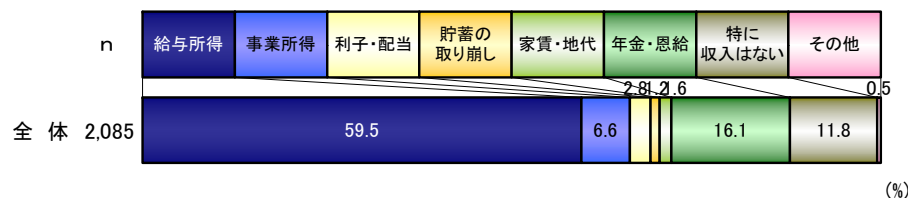
F1 職業(単数回答)



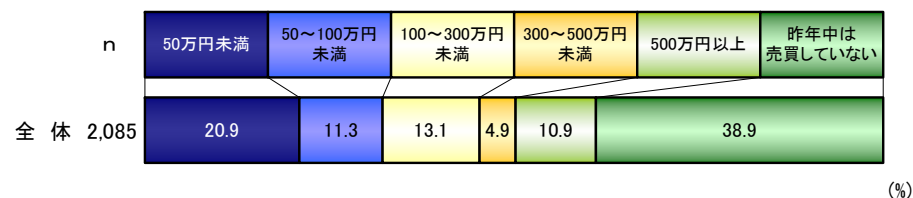
F4 昨年<平成22年>中の売買損益や配当金(単数回答)



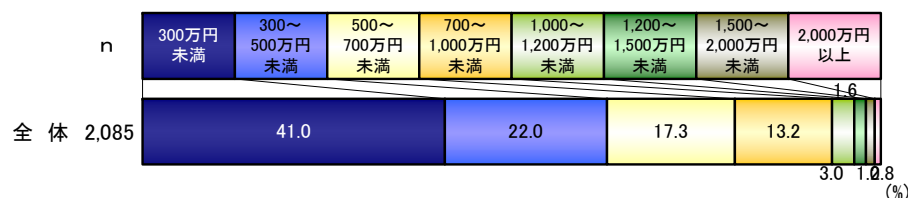
F2 主な収入源(単数回答)



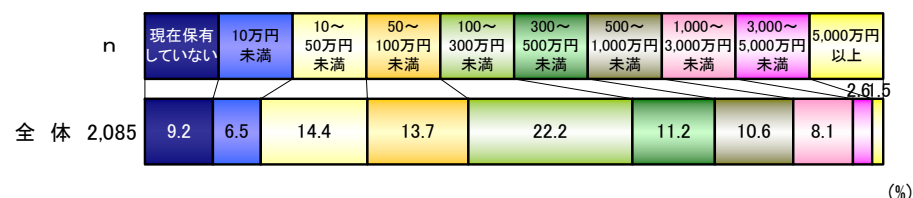
F5 昨年<平成22年>中の累計売買額(単数回答)



F3 年収(単数回答)



F6 現在保有している上場株式や公募株式投資信託の総額(単数回答)

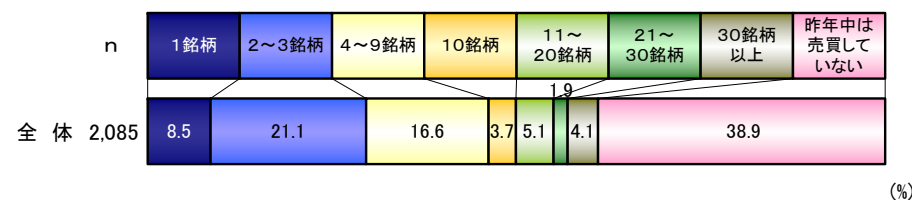


## 3-8 回答者属性②

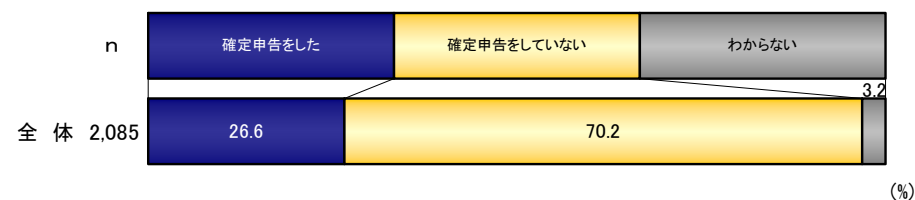


- 現在開設している証券口座は、「証券会社」に開設している人が94.8%とほとんどを占める。株式等の投資方針は、「概ね長期保有、値上がり益あれば売却」が45.8%で最も多い。
- 特定口座開設者のうち、「特定口座を1社のみ開設」しているのは53.3%で、残りの46.7%は「特定口座を2社以上に開設」している。

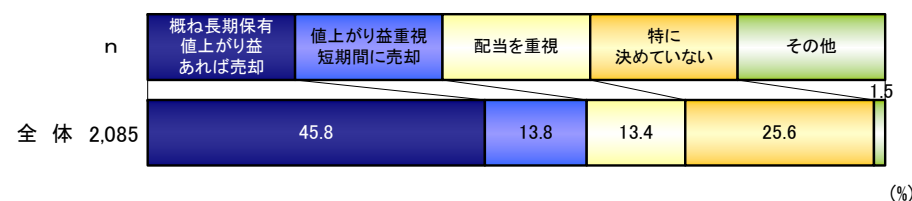
F7 昨年<平成22年>中に売買した銘柄数(単数回答)



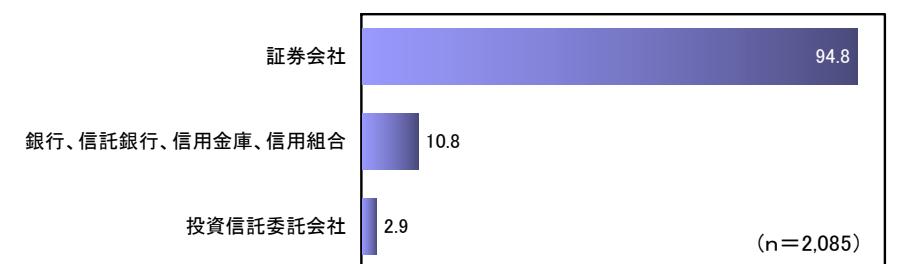
F10 昨年<平成22年>分の証券投資に係る確定申告(単数回答)



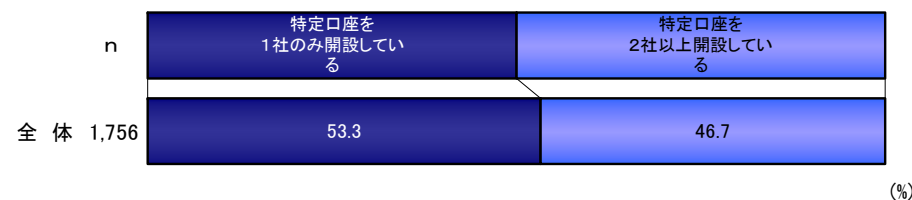
F8 株式等の投資方針(単数回答)



F11 現在開設している証券口座(複数回答可)



F9 特定口座数(単数回答)【特定口座開設者ベース】



END

---

**特定口座に係る調査 報告書**

2011/10/18

**日本証券業協会**